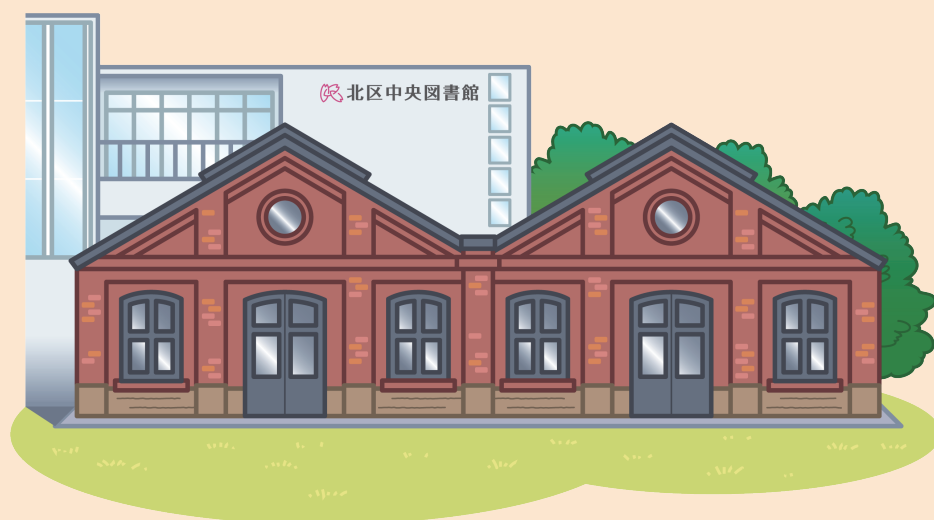


第五期北区子ども読書活動推進計画

～本で見つける未来～

令和7年度～令和11年度



令和7年（2025年）3月

北区教育委員会

はじめに

このたび、令和6年度までの第四期北区子ども読書活動推進計画を引き継ぎ、「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（令和5年3月 文部科学省）」「第四次東京都子供読書活動推進計画（令和3年3月 東京都教育委員会）」「北区教育ビジョン2024」を踏まえながら、第五期北区子ども読書活動推進計画を策定いたしました。

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）であり、その推進を図っていくことは極めて重要なことです。

しかし、前期計画を策定以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、図書館の一時閉館や相次ぐ事業の中止など、読書活動の推進にとって非常に困難な状況が続きました。時を同じくして、GIGAスクール構想をはじめとしたデジタル化の急速な進展があり、社会も大きく変化しています。このような激しい変化の中にあって、子どもたちの読書活動をより一層推進するためには、子ども自身や保護者だけではなく、学校や地域など社会全体での活動支援や、新たな技術の活用がより重要になっています。

これらのことを踏まえ、本計画では「本で見つける未来」を基本理念とし、読書推進に係る五つの施策を前期計画より引き継ぎながら、切れ目のない読書支援の充実やデジタル社会に対応した「電子図書館の導入」など、新たな読書環境の整備に向けて、様々な事業に取り組むこととしました。

北区は、従来から変わらず求められている「子どもの発達段階に応じた多様な読書の機会」を引き続き提供し、その担い手を充実させるとともに、本計画に掲げる多くの事業をとおして、子どもの読書活動を一層推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただいた検討委員の皆様、様々な協働事業にご協力をいただいているボランティアの皆様並びに北区子ども読書活動に関する区民アンケート、パブリックコメントにご協力をいただいた皆様へ心から感謝申し上げます。

令和7年3月
北区教育委員会

目次

第1章 計画策定の背景	1
1. 計画改定の趣旨	1
2. 国の動き	1
3. 子ども読書の現状	2
4. 都の動き	4
5. 北区における子ども読書の傾向	4
（1）不読率	5
（2）区立図書館への要望（未就学児の保護者）	5
（3）区立図書館への要望（小学生）	6
（4）電子図書館	7
（5）区立図書館・学校図書館に対する要望（自由意見）	7
6. 「第四期北区子ども読書活動推進計画」の推進状況	8
（1）年齢・発達の段階など対象に応じた取組み	8
（2）連携・協力の取組み	9
（3）設備・施設の充実の取組み	9
（4）啓発・広報・評価の取組み	10
（5）担い手の充実の取組み	10
7. 子ども読書推進の課題	10
第2章 第五期北区子ども読書活動推進計画の基本理念及び概要	11
1. 基本理念	11
2. 計画の基本的な考え方	11
（1）計画の性格	11
（2）基本的な考え方	11
3. 施策の5つの柱	12
（1）年齢・発達の段階など対象に応じた取組み	12
（2）連携・協力	12
（3）施設・設備の充実	12
（4）啓発・広報・評価	12
（5）担い手の充実	12
施策体系図	13

第3章 具体的な取組み.....	14
1. 年齢・発達の段階など対象に応じた取組み	14
(1) 乳幼児を対象とした取組み.....	14
(2) 小学生を対象とした取組み.....	16
(3) 中学生を対象とした取組み.....	19
(4) 小中学生を対象とした取組み.....	20
(5) 中高生（YA）世代を対象とした取組み	24
(6) 特別な支援を必要とする子どもたちへの取組み.....	25
2. 連携・協力	27
3. 施設・設備の充実.....	28
4. 啓発・広報・評価.....	30
5. 担い手の充実.....	32
【資料編】	34
北区子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱	34
子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）	36



第1章 計画策定の背景

1. 計画改定の趣旨

北区では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、平成16年に第一期となる「北区子ども読書活動推進計画」を策定し、以降、第四期まで改定を行ってきました。そして、各計画に基づき、図書館・ボランティア団体・学校・庁内関係部署との連携のもと、乳幼児・小中高生の読書や学校図書館への支援をはじめ、読書に関する意識啓発や担い手の充実などについて幅広く事業を実施し、一定の成果をあげてきたところです。

このたび、国・都の動きや GIGA スクール構想をはじめとした社会の大きな環境の変化などを踏まえ、令和7年度から令和11年度を計画年度とする第五期計画を新たに策定しました。本計画は、北区における子どもの読書活動推進に関する基本理念及び具体的取組みを示すものです。

【北区子ども読書活動推進計画の策定経過と基本理念】

平成16年3月	第一期計画	～子どもと本をつなぐ～
平成21年3月	第二期計画	～読む力は生きる力～
平成27年3月	第三期計画	～読む力が未来をひらく～
令和2年3月	第四期計画	～読書は生きる力を育む～

2. 国の動き

平成13年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、子どもの読書活動推進の基本理念が定められ、国及び地方公共団体において、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定し、公表することが定められました。国はこの法律に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」（第一次）を策定し、その後、平成20年3月に第二次基本計画、平成25年5月に第三次基本計画、平成30年4月に第四次基本計画、令和5年3月に第五次基本計画を策定してきました。第五次基本計画では、子どもの読書活動の推進に当たって、家庭・地域・学校などが中心となり、社会全体で取り組む必要があることが掲げられています。

そして、この間、学習指導要領の改訂が実施され、学校図書館の利活用により児童・生徒の学習活動や読書活動の充実を図ることが規定されています。

また、令和元年、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）が施行され、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書に親しめる社会の実現を目指し、読書環境の整備などの方針が示されました。

その後、令和5年4月にはこども家庭庁が設置され、こども基本法が施行されました。子どもの意見を聴いて、子ども中心の「こどもまんなか社会」を実現するという国全体の取組みの中で、子どもが主体的に読書活動を行えるように、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組みに反映させることが求められています。

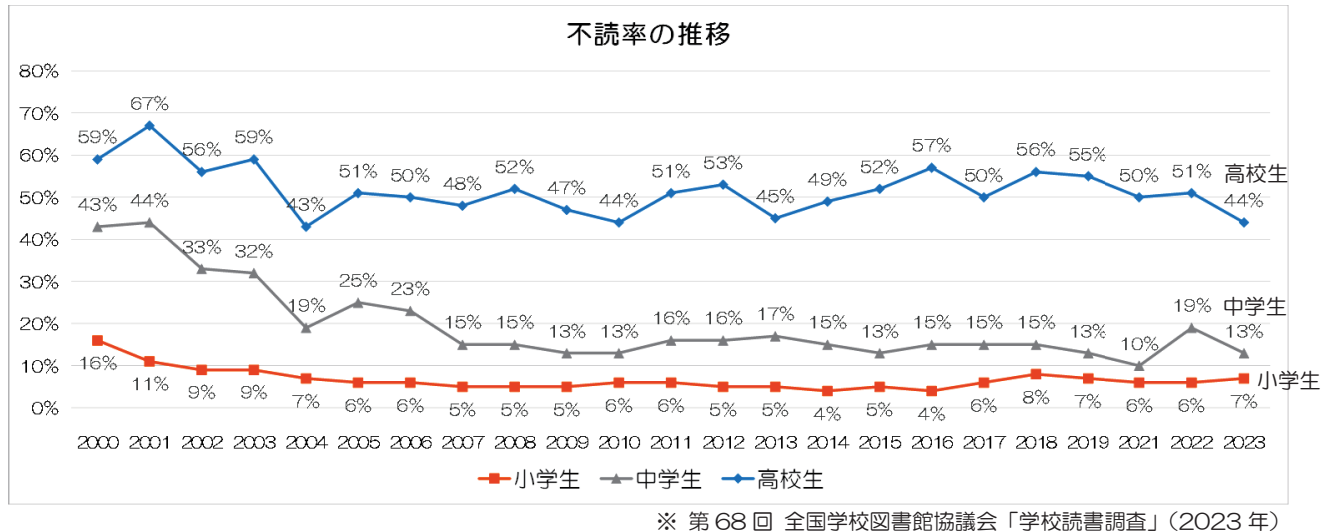
【国 第五次基本計画 基本方針】

- (1) 不読率の低減
- (2) 多様な子どもたちの読書機会の確保
- (3) デジタル社会に対応した読書環境の整備
- (4) 子どもの視点に立った読書活動の推進

3. 子ども読書の現状

全国的に、1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合（不読率）は、長期的には改善傾向が見られるものの、中期的には改善が頭打ちとなっており、不読率の更なる改善が求められています【資料1】。2020年のコロナ禍による影響から2022年にかけて上昇した中学生・高校生の不読率について、2023年には改善が見られましたが、小学生の不読率の改善は依然として足踏み状態になっています。

【資料1】



国は、令和4年度末までに、不読率を「小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下」とする目標を掲げていましたが、現状では、いずれの学校段階でも、数値目標は達成されていません【資料2】。

これらのことから、乳幼児期からの切れ目のない読書活動の推進に取り組むことが、引き続き必要です。

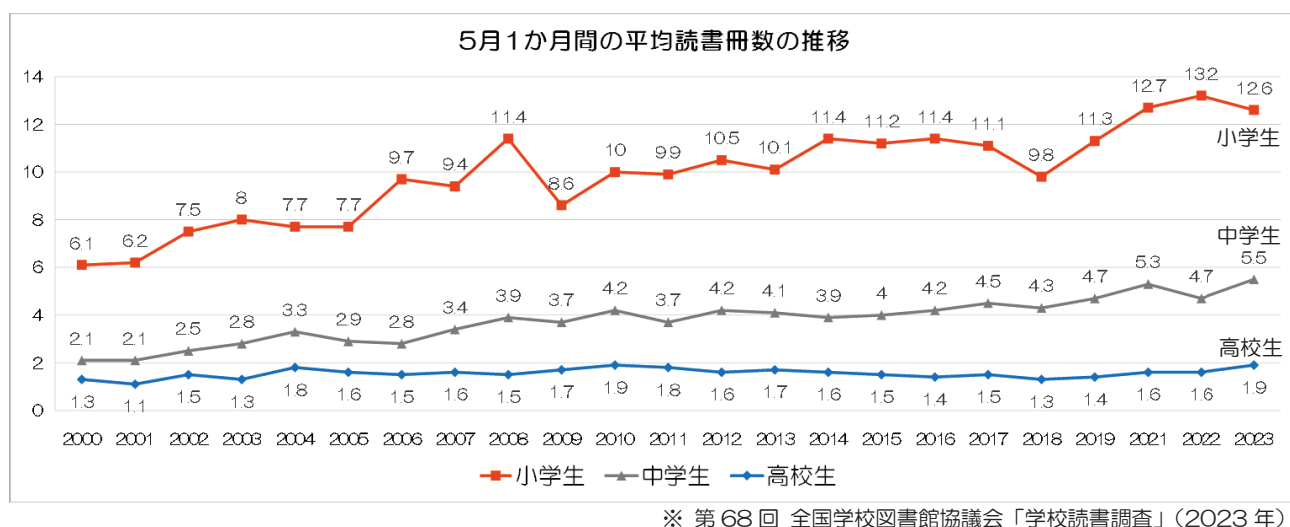
【資料2】不読率の国目標と現状

	小学生	中学生	高校生
目標	2%以下	8%以下	26%以下
現状 (2023年)	7.0%	13.1%	43.5%

一方で、2010年頃からのスマートフォンの普及や、2021年のGIGAスクール構想による1人1台端末の配備など、子どもを含めた社会の急速なデジタル化が進む中においても、不読率について継続的な悪化は見られません。むしろ、5月1か月間の平均読書冊数の推移をみると、小学生・中学生においては、長期的に増加傾向にあります【資料3】。

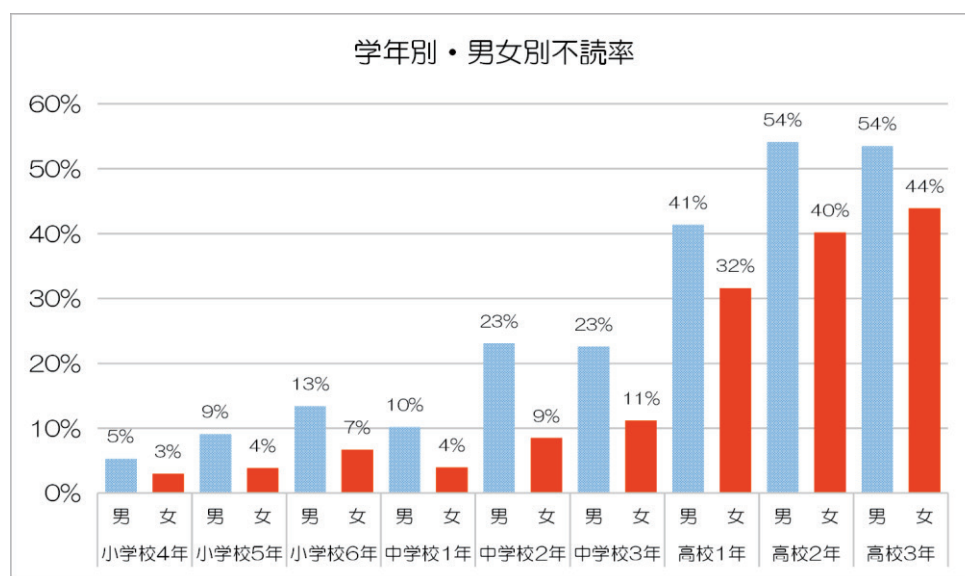
これは、学校図書館の利活用により児童・生徒の学習活動や読書活動の充実を図ることが規定された学習指導要領の改訂（平成29年3月改訂）実施や国の継続的な「学校図書館図書整備等5か年計画」の取組み、各自治体における学校司書（北区においては学校図書館指導員）の配置が進むなど、同時期における様々な要因が考えられます。

【資料 3】



また、学年別・男女別にみると、不読率には大きな差があります【資料 4】。図書館・学校・地域などにおいて、子どもの不読率の改善に向けた様々な取組みを進めるなかでは、それぞれの子どもの発達段階や状況に応じて、適切に取り組む必要があります。

【資料 4】



※第 68 回学校読書調査

【調 査 者】 全国学校図書館協議会

【調査時期】 2023 年 6 月第 1・2 週

【調査対象】 全国の小学校 47 校、中学校 39 校、高校 42 校

小学生 (4～6 年生) 3,447 名

中学生 (1～3 年生) 3,317 名

高校生 (1～3 年生) 4,048 名

※2020 年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により未実施
(経年推移の各グラフにおいて、2020 年は非表示)

4. 都の動き

東京都は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受けて、平成15年3月に「東京都子供読書活動推進計画」を策定し、すべての子どもが自主的に読書活動に取り組むことができるよう、家庭・地域・学校のそれぞれが果たす役割とともに、子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組みを示しました。また、「東京都の取組み」と「区市町村に期待される役割」を明らかにし、区市町村が読書活動を推進するための計画を策定する際の基本となるものと位置づけました。平成21年3月に第二次推進計画、平成27年2月に第三次推進計画を策定し、基本方針として、不読率の改善、読書の質の向上、読書環境の整備を具体的に示しました。令和3年3月には第四次推進計画が策定され、学校、図書館、家庭・地域、行政が連携して子どもの読書環境を整え、主体的・自発的な読書活動を発達段階に応じて推進することとしています。

【都 第四次推進計画 基本方針】

- (1) 乳幼児期からの読書習慣の形成
- (2) 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進
- (3) 特別な配慮を必要とする子どもの読書環境整備の推進
- (4) 読書の質の向上

5. 北区における子ども読書の傾向

令和5年4月に施行されたこども基本法では、子どもに関する施策を策定するにあたっては、子どもからも意見を聴くことを求めています。そこで、本計画の策定にあたり、主に全区立小中学校及び義務教育学校のうち、小学2年生・小学5年生・中学2年生を対象に「北区子ども読書活動に関する区民アンケート（令和6年7月）」を実施しました。子どもの意見聴取を含めた読書活動に関する初めての本アンケート結果から、公共図書館及び学校図書館に関わる貴重なご意見・データを得ることができました。次頁以降、(1)から(5)にわたり、本アンケートの分析結果を記します。

※以降、義務教育学校は小中学校に含めることとします。

※北区子ども読書活動に関する区民アンケート

【調査者】 北区教育委員会

【調査時期】 2024年7月

【調査対象】 区内に住む未就学児の保護者、小中高生、全区立小中学校

【回答数】 3,565件 内訳：小2（低学年含む）：1,294件

小5（高学年含む）：1,383件

中2（中高生含む）：858件

未就学児の保護者：30件（その他、学校からの回答）

(1) 不読率

先述の全国調査（第 68 回学校読書調査）をはじめとした他調査と北区子ども読書活動に関する区民アンケート（令和 6 年 7 月）は、学校での読書についてのとらえ方や実施時期なども異なるため、同様の質問項目においても単純な比較はできませんが、学年が上がるにつれて不読率も上昇する傾向があります【資料 5】。国が掲げる不読率の改善目標「小学生 2%以下、中学生 8%以下」を踏まえ、図書館・ボランティア団体・学校・庁内関係部署が連携しながら、これまで以上に、乳幼児期からの切れ目のない読書活動の推進に取り組む必要があります。

【資料 5】

学年	不読率	
	北区	全国
	令和6年7月	令和5年6月
小2	12.1%	-
小5	12.8%	7.0%
中2	23.8%	13.1%

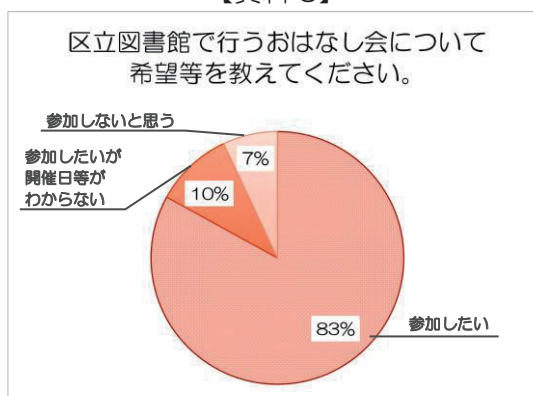
※ 北区：北区子ども読書活動に関する区民アンケート（令和 6 年 7 月）

※ 全国：第 68 回 全国学校図書館協議会「学校読書調査」（令和 5 年 6 月）
（小学 4 年生～小学 6 年生・中学 1 年～3 年の各平均値）

※ 全国調査においては、学校での一斉読書などの取組みも読書に含めていますが、北区のアンケート調査では学校での読書を除いており、条件が異なります。

(2) 区立図書館への要望（未就学児の保護者）

【資料 6】

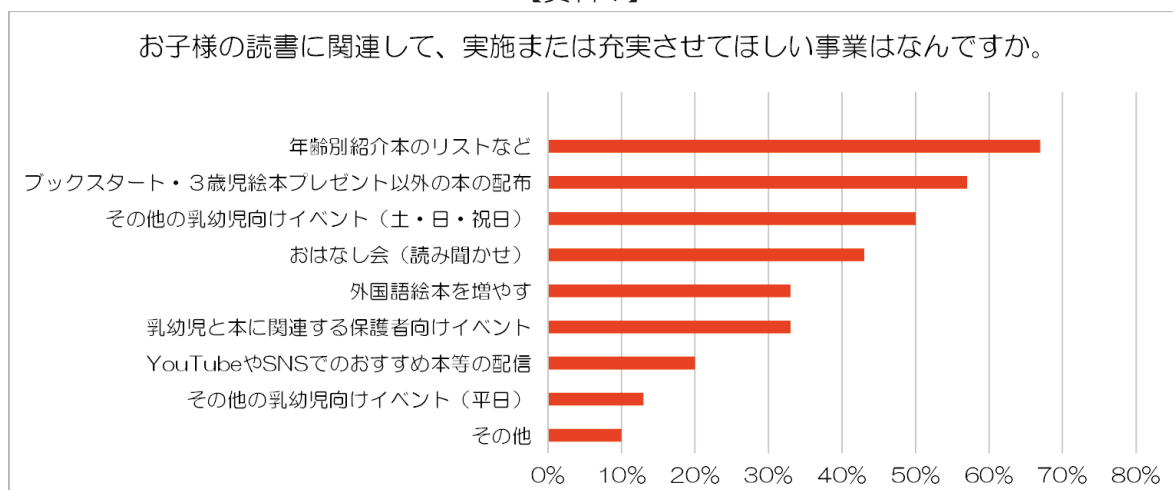


未就学児の保護者の方からは、読み聞かせなどを行うおはなし会の実施が望まれています【資料 6】。

また、東京都における子育て中の共働き世帯の増加を受けて（東京都による令和 4 年 10 月調査において 66.7%で過去最高）、土・日・祝日でのイベントが望まれています【資料 7】。

おはなし会の実施を充実させるとともに、既に作成・配布している年齢別紹介本のリストについて要望が多いことを踏まえ、より一層の広報・周知が必要です。

【資料 7】



※ 【資料 6】【資料 7】北区子ども読書活動に関する区民アンケート（令和 6 年 7 月）

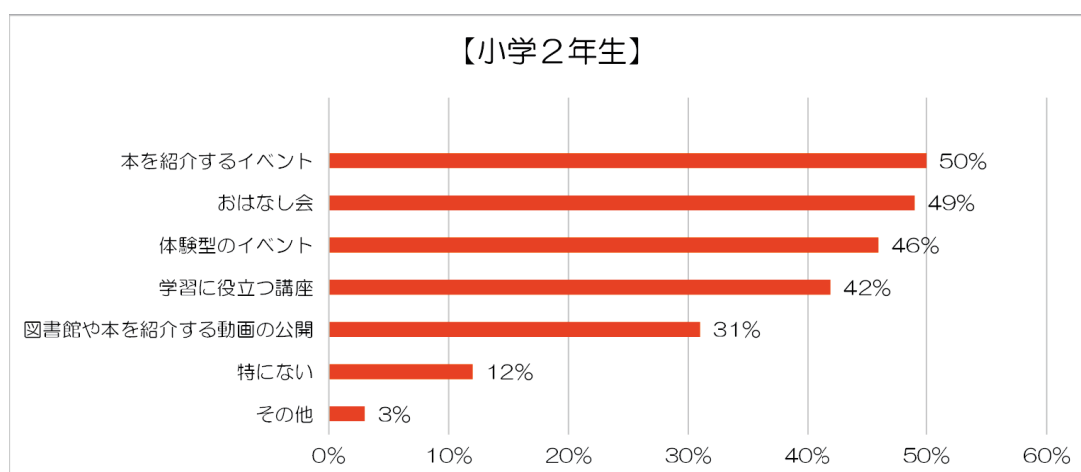
回答者：就学前児童の保護者 30 名

（３）区立図書館への要望（小学生）

小学校低学年の子どもたちからは、イベントやおはなし会の要望が多くありました【資料８】。先述の未就学児の保護者からの要望と重なる部分であり、小学校入学後に不読率が特に上昇する傾向を踏まえると、図書館・ボランティア団体・学校・庁内関係部署が連携しながら、おはなし会を充実させ、切れ目なく読書機会をつくっていくことが有効です。

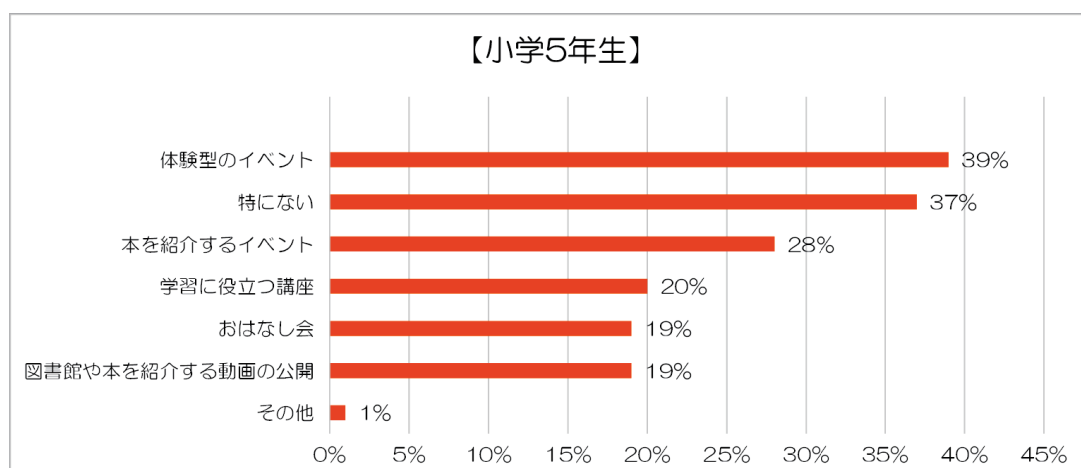
また、小学校高学年の子どもたちからは、体験型イベントの要望が多くありました【資料９】。学年が上がるにつれて不読率も上昇する傾向があることから、図書館などでの読書活動に関連した体験型イベントをきっかけとして、読書から離れはじめた子どもたちに新たな読書機会を届けることが有効と考えられます。

【資料 8】 区立図書館のイベント等で、実施していれば参加してみたい、または興味があると思うものを教えてください。



※ 北区子ども読書活動に関する区民アンケート（令和 6 年 7 月）
回答者：北区立小学校の小学 2 年生 1,282 名

【資料9】 区立図書館のイベント等で、実施していれば参加してみたい、または興味があると思うものを教えてください。



※ 北区子ども読書活動に関する区民アンケート（令和 6 年 7 月）
回答者：北区立小学校の小学 5 年生 1,379 名

(4) 電子図書館

GIGA スクール構想をはじめとしたデジタル化が急速に進展する現代社会において、電子図書館の導入は、1人1台端末の活用を含めた新たな読書機会の創出として、非常に有効です。既に北区においても電子書籍の利用がある子どもの割合が一定程度あり【資料10】、学校と連携した電子図書館の活用が期待されます。また、全国調査（第68回学校読書調査）からは、電子書籍を利用したことがない子どもも、電子書籍の利用を望んでいる状況がわかります【資料11】。

【資料10】

読んだ本の中に電子書籍はありましたか

学年	電子書籍利用
小2	21.0%
小5	16.0%
中2	27.0%

※ 北区子ども読書活動に関する区民アンケート
(令和6年7月)

【資料11】

電子書籍を読んだことはないが読んでみたい

学年	電子書籍利用希望
小5	37.7%
中2	22.7%

※ 第68回 全国学校図書館協議会
「学校読書調査」(令和5年6月)

(5) 区立図書館・学校図書館に対する要望（自由意見）

学校図書館・区立図書館ともに、蔵書の充実に関する要望が半数近くと最も多くなっています【資料12】【資料13】。北区子ども読書活動に関する区民アンケート（令和6年7月）において、「本を読まなかった理由」がほぼすべての学年で「読みたい本がなかったから」が最も多く、全国調査（第68回学校読書調査）においても、利用したくなる図書館として最も多い意見が「おもしろい本がある」であることを踏まえ、引き続き、蔵書の充実に努めていく必要があります。

【資料12】学校図書館に対する要望など（自由意見欄集計）

入力者数 1121件		蔵書の充実	特定図書 の要望	推奨図書 の掲示	漫画	運用の要望				施設の要望		その他
						貸出期間 の延長	貸出冊数 増	開館日増	その他	全般	座席増	
※全体割合		47.7%	25.5%	2.3%	11.5%	1.0%	4.0%	2.0%	5.5%	2.4%	1.1%	5.3%
全体割合の 中の内訳 (学年別割合)	小2	26.0%	21.0%	50.0%	12.4%	9.1%	60.0%	22.7%	30.6%	44.4%	50.0%	18.6%
	小5	52.7%	67.8%	30.8%	50.4%	36.4%	28.9%	50.0%	41.9%	40.7%	41.7%	64.4%
	中2	21.3%	11.2%	19.2%	37.2%	54.5%	11.1%	27.3%	27.4%	14.8%	8.3%	16.9%
全体割合の 中の内訳 (地区別割合)	赤羽	43.0%	40.6%	23.1%	40.3%	54.5%	40.0%	36.4%	51.6%	44.4%	58.3%	45.8%
	王子	28.2%	33.6%	26.9%	30.2%	45.5%	24.4%	27.3%	30.6%	33.3%	8.3%	25.4%
	滝野川	28.8%	25.9%	50.0%	29.5%	0.0%	35.6%	36.4%	17.7%	22.2%	33.3%	28.8%

※全体割合：自由意見欄入力者数1121件に対しての項目別割合

【資料13】区立図書館に対する要望など（自由意見欄集計）

入力者数 620件		蔵書の充実	特定図書 の要望	推奨図書 の掲示	漫画	運用の要望				施設の要望		その他
						貸出期間 の延長	貸出冊数 増	開館日増	その他	全般	座席増	
※全体割合		42.1%	13.1%	2.9%	12.3%	1.1%	0.5%	0.6%	8.5%	6.6%	9.8%	9.7%
全体割合の 中の内訳 (学年別割合)	小2	32.2%	35.8%	50.0%	3.9%	14.3%	33.3%	50.0%	24.5%	29.3%	11.5%	35.0%
	小5	54.4%	54.3%	33.3%	56.6%	71.4%	66.7%	50.0%	39.6%	41.5%	39.3%	56.7%
	中2	13.4%	9.9%	16.7%	39.5%	14.3%	0.0%	0.0%	35.8%	29.3%	49.2%	8.3%
全体割合の 中の内訳 (地区別割合)	赤羽	43.3%	51.9%	33.3%	40.8%	57.1%	0.0%	25.0%	35.8%	31.7%	54.1%	38.3%
	王子	27.2%	18.5%	33.3%	34.2%	14.3%	0.0%	50.0%	32.1%	43.9%	29.5%	30.0%
	滝野川	29.5%	29.6%	33.3%	25.0%	28.6%	100.0%	25.0%	32.1%	24.4%	16.4%	31.7%

※全体割合：自由意見欄入力者数620件に対しての項目別割合

※【資料12】【資料13】北区子ども読書活動に関する区民アンケート（令和6年7月）
回答者：北区立小中学校の児童・生徒のうち、自由意見欄に入力があつたもの

※ 各図下段の「学年別割」「地区別割合」は、「※全体割合」の中の内訳を示すものです。
(例) 資料12の入力者数1,121件のうち、「蔵書の充実」はその47.7%(535件)で、その47.7%(535件)のうち、小2の子どもの割合が26.0%(139件)であることを示しています。

6.「第四期北区子ども読書活動推進計画」の推進状況

北区は、国・都の動向を踏まえ、「読書は生きる力を育む」を基本理念とした「第四期北区子ども読書活動推進計画」（令和2年3月）を策定し、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画として、次に掲げた5つの目標と69の事業に取り組みました。概ね計画通り実施しましたが、計画策定時からのコロナ禍の影響により、一部事業の縮小・中止が余儀なくされました。

計画の目標（取組み）		評価（数）			
		A	B	C	項目数
1 年齢・発達の段階など対象に応じた取組み	(1) 乳幼児を対象とした取組み	4	2	1	7
	(2) 小学生を対象とした取組み	7	1	0	8
	(3) 中学生を対象とした取組み	2	0	0	2
	(4) 小中学生を対象とした取組み	10	4	0	14
	(5) YA（中高生）世代を対象とした取組み	4	1	0	5
	(6) 特別な支援を必要とする子どもたちへの取組み	4	1	0	5
2	連携・協力	6	0	0	6
3	施設・設備の充実	4	0	1	5
4	啓発・広報・評価	8	3	2	13
5	担い手の充実	3	1	0	4
項目計		52	13	4	69

※YA：10代の青少年を示すヤングアダルト（Young Adult）を省略した言葉

【評価基準】

- A：計画通り実施した事業
- B：おおそ計画通り実施した事業及び一部実施した事業
- C：未実施もしくは検討中の事業

（1）年齢・発達の段階など対象に応じた取組み

① 乳幼児を対象とした取組み

「北区図書館活動区民の会」との協働で多くの事業を実施しましたが、おはなし会の定員制限やブックスタートの絵本配布時に行う読み聞かせの制限、絵本で楽しむ講座の中止など、コロナ禍の影響は非常に大きなものとなりました。そのような中でも、感染症対策に配慮した代替事業の実施や、ブックスタートが約95%と高い配布率になるなど、様々な工夫をしながら事業に取り組んできました。

② 小学生を対象とした取組み

学校でのボランティアによる読み聞かせが制限されるなど、コロナ禍の影響が少なからずありましたが、おすすめ本リストの配布のように、非接触の取組みを活用し、概ね計画通りに実施しました。

③ 中学生を対象とした取組み

中学生職場体験の受入れについて、各受入れ館の施設状況を踏まえて感染症対策に配慮した定員を設定することで、計画通り実施しました。

④ 小中学生を対象とした取組み

ブックトークや本のよろず相談など、コロナ禍による一部事業の中止がありましたが、以下の取組みにより、魅力ある学校図書館づくりが大きく進展しました。

- ▶ 令和4年度：学校図書館システム※1の更新及びクラウド化（学校図書館 DX※2の推進）
- ▶ 令和6年度：2つの学校サブファミリー※3で学校図書館指導員の配置日数増（週 2→3 日）

また、学校団体貸出※4により図書館と学校が連携するほか、各校において、特色ある読書活動を行いました。

※1 学校図書館システム：学校図書館資料をデータベース化し、蔵書・貸出・返却などの管理を行うシステム（全区立小中学校に導入済）

※2 DX：デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術を活用して業務を変革するもの

※3 学校サブファミリー：質の高い教育を実現することを目的とした、通学区域の重なる小学校・中学校からつくる近隣複数校のネットワーク

※4 学校団体貸出：学校からの要望を受けて、公共図書館の本をまとめて貸し出すもの

⑤ 中高生（YA）世代を対象とした取組み

コロナ禍により講演会の実施がなくなるなど、一部影響がありましたが、概ね計画通り実施しました。また、YA コーナーの充実とともに、以下の取組みを新たに始めるなど、事業の強化を図りました。

- ▶ 学校で制作された中学生の POP 及び当該図書の展示を新たに実施
- ▶ 中高生ビブリオバトル（北区ティーンズ・ビブリオバトル）の PR 強化

⑥ 特別な支援を必要とする子どもたちへの取組み

概ね計画通り実施しましたが、令和元年の読書バリアフリー法施行を踏まえ、電子図書館の導入を検討するなど、さらなる取組みが必要となっています。

（2）連携・協力の取組み

計画通り、学校・関係課・保育園・幼稚園・こども園・子どもセンター（児童館）との連携を図りながら、「北区図書館活動区民の会」と協働し、様々な事業を推進しました。

（3）設備・施設の充実の取組み

保育園・幼稚園・こども園・子どもセンター（児童館）・ティーンズセンター・放課後子ども総合プランなどで、年代に合わせた内容の図書の充実を図るとともに、児童図書のリサイクルにも計画通り取り組みました。

また、令和4年度に実施した学校図書館システムの更新及びクラウド化により、全ての教員・児童・生徒が GIGA スクール構想の1人1台端末を使って、教室・自宅からでも自由に学校図書館の蔵書を検索できるようになることで、学校図書館のDXが大きく進展しました。

なお、学校間相互貸借※5の課題は、学校団体貸出による代替とともに、電子図書館導入に向けた検討により対応することとしています。

※5 学校間相互貸借：学校図書館の蔵書を、他校と貸し借りをを行うもの

(4) 啓発・広報・評価の取組み

講演会の中止や一部代替事業での実施となるなど、コロナ禍による影響を受けるとともに、「区民とともに歩む図書館委員会の運営」を見送るなど、課題が残りました。今後は、北区子ども読書活動に関する区民アンケート(令和6年7月)を貴重な意見聴取の結果として活用するとともに、コロナ禍前の水準にイベント参加者数を戻していくため、啓発・広報を強化していく必要があります。また、広報にあたっては、イベントの申込手続きを Web フォームに移行するなど、デジタル社会に対応した環境を整備することとします。

一方で、児童館などでの絵本サロンの参加人数が令和5年度に過去最高(88回開催、2,422名参加)となるなど、「北区図書館活動区民の会」との効果的な協働により、コロナ禍後の機会を捉えて、多くの子どもたちやその保護者へ読書の機会を提供することができました。

(5) 担い手の充実の取組み

コロナ禍による度重なる事業の縮小・中止を受け、読み聞かせを担うボランティアの活躍機会が限られる背景から、「北区図書館活動区民の会」と協働したボランティアの養成・研修の一部を見送りました。今後は、おはなし会・読み聞かせイベントの事業拡大を見据えて、ボランティアの新たな養成を再開します。

また、ボランティアだけではなく、全区立小中学校の図書担当教員が参加する学校図書館研修会などの機会を通して、学校教員への啓発にも努めていくこととします。

7. 子ども読書推進の課題

- (1) コロナ禍により、参加者数が減った読み聞かせなどの子ども向けイベントの周知・PRに努め、乳幼児期からの読書習慣の形成を促進する必要があります。
- (2) 不読率の改善が大きな課題であることから、読書習慣がない子どもやその保護者へ適切に情報を発信し、子どもたちにより多くの読書機会をつくる必要があります。
- (3) 電子図書館の導入を実現し、GIGA スクール構想の1人1台端末を活用するデジタル社会に対応した読書環境の整備が求められています。
- (4) 学習における図書館(学校図書館を含む)の活用促進が求められており、電子図書館を含め、それらの活用が図られるように、これまで以上に学校と連携していく必要があります。
- (5) 読み聞かせなどの子ども向けイベントに対する新たな需要に応えるため、読書活動を推進するボランティアの養成が必要です。

第2章 第五期北区子ども読書活動推進計画の基本理念及び概要

1. 基本理念

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。ただ、どのような本をどのように読むか、特に幼い子どもは「手渡されるものしか選べない」時代があります。その時代に、「適書を適者に適時に」手渡すことができるよう、大人たちが継続的に深く関わっていくことが重要です。また、昨今では、デジタル社会の進展や読書バリアフリーへの配慮も求められることに加え、不読率に課題を抱える状況が続いています。

このような背景を踏まえ、本計画では、「本で見つける未来」を基本理念とし、図書館・ボランティア団体・学校・庁内関係部署が連携しながら、より多くの子どもが読書の魅力に気づき、本を通して人生をより深く生きる力を身に付け、子どもたちのより良い未来につながるように、様々な支援や環境の整備を推進していきます。

2. 計画の基本的な考え方

(1) 計画の性格

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、国や都の計画※6を基本としながら、「北区教育ビジョン 2024」（令和6年3月）を踏まえつつ、北区における子どもの読書活動推進に関する基本理念及び具体的取組みを示すため、新たに策定するものです。

【計画期間】 令和7年度から令和11年度

【対象年齢】 0歳から概ね18歳までの子ども（保護者を含む）

※6 国計画：第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（令和5年3月 文部科学省）

都計画：第四次東京都子供読書活動推進計画（令和3年3月 東京都教育委員会）

(2) 基本的な考え方

第四期計画の策定直後から始まったコロナ禍の影響により、一部事業の縮小・中止が余儀なくされました。第四期計画における各施策の推進に注力してきましたが、感染症対策への配慮や様々な制約の中では、十分な取組みができなかったことも事実です。

一方、第四期の計画期間にあたる令和4年度に実施した区民アンケート※7の中では、図書館イベントの参加者の満足度が非常に高い結果となりました（利用満足度94.6%）。

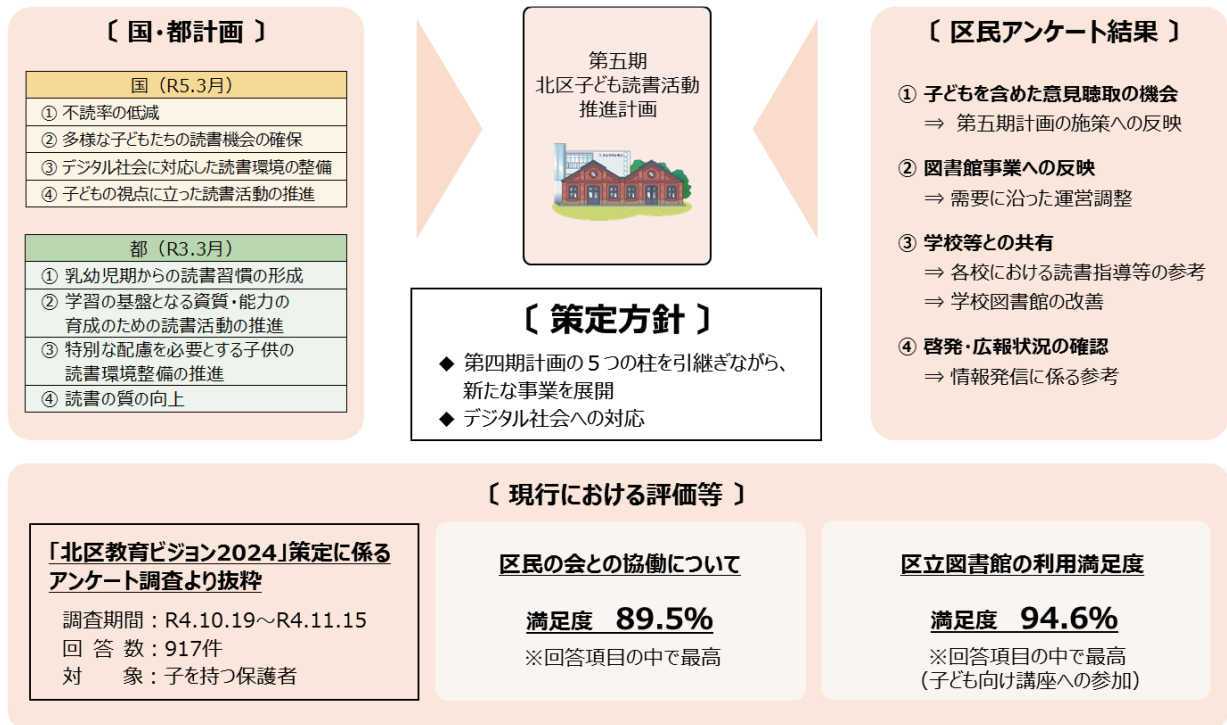
これらの状況を踏まえ、本計画では、利用満足度が高い第四期計画の各施策を引き継ぎながら、より周知・PRに努め、イベント参加者数などをコロナ禍前の水準に戻していくことを目指します。また、北区子ども読書活動に関する区民アンケート（令和6年7月）を貴重な意見聴取の結果として活用し、需要が見込まれる効果的な施策を検討・実施します。加えて、不読率の低減やデジタル社会に対応した読書環境の整備として、電子図書館の導入について検討を行います。

※7 令和4年度 区民アンケート：

「北区教育ビジョン2024」策定に係るアンケート調査（令和4年10月）

区立図書館の子ども向け講座参加についての利用満足度結果より

【 策定方針に係る関連図 】



3. 施策の5つの柱

(1) 年齢・発達段階など対象に応じた取組み

乳幼児・小中高生など、対象に応じた取組みを推進します。

また、北区子ども読書活動に関する区民アンケート（令和6年7月）の結果を踏まえ、読み聞かせ・おはなし会の回数の増、新たな体験型イベントを実施し、読書機会につなげる取組みを推進します。加えて、特別な支援を必要とする子どもたちへの対応を含め、GIGAスクール構想の1人1台端末を活用した電子図書館の導入を検討します。

(2) 連携・協力

図書館が中心となって、ボランティア団体・学校・庁内関係部署との連携を推進します。

また、電子図書館の活用を含め、学校での読書活動がより推進されるように、学校への支援及び連携を強化します。

(3) 施設・設備の充実

図書館や学校図書館などでの読書活動推進のために、施設・設備の充実を図ります。

また、学校図書館システムをより活用し、学校図書館におけるDXを推進します。

(4) 啓発・広報・評価

子ども読書活動の意義について、保護者などの理解を深めるため、啓発・広報に取り組みます。

また、北区子ども読書活動に関する区民アンケート（令和6年7月）の結果やSNSの活用、イベントの申込をWebフォームに移行しデジタル社会に適した環境を整えるなど、より効果的な啓発・広報の方法を検討し、推進します。

(5) 担い手の充実

子どもの読書活動を推進するため、ボランティアの新規養成など、担い手の充実に努めます。

また、学校教員への支援に取り組み、学校図書館を活用した読書活動の推進にも努めます。

施策体系図

☆は第五期計画からの新規事業

◆は第五期計画で特に強化する事業

5 つ の 柱		具 体 的 な 取 組 み
1 年 齢 ・ 発 達 の 段 階 な ど 対 象 に 応 じ た 取 組 み	(1) 乳幼児を対象とした取組み	① ブックスタート ② ブックスタートフォローアップ ③◆読み聞かせなどの実施【強化】 ④ 子育て施設での読書活動の推進 ⑤ 3歳児絵本プレゼント ⑥ このぼんよんで
	(2) 小学生を対象とした取組み	① 小学校新一年生への図書館案内 ② 小学生へのおすすめ本リストの配布 ③◆小学生のためのおはなし会【強化】 ④ このぼんよんで（再掲） ⑤ 放課後の読書活動支援 ⑥ ボランティアによる読み聞かせの実施 ⑦ 「どくしょノート」などによる読書活動推進 ⑧ 子ども一日図書館員 ⑨☆体験型イベントの実施【新規】
	(3) 中学生を対象とした取組み	① 中学生職場体験の受入れ ② 中学生の意見・希望の反映
	(4) 小中学生を対象とした取組み	① 魅力ある学校図書館づくり ②☆電子図書館の導入【新規】 ③ 校内一斉読書の推進 ④ 読書指導の工夫・充実 ⑤ 特色ある読書活動の推進 ⑥ 学級文庫の充実 ⑦ 図書館利用を促す事業の開催 ⑧ 学校団体貸出の活用推進 ⑨ 新聞大好きプロジェクト ⑩ おすすめ本紹介による読書活動推進 ⑪ 図書委員会の活動の活発化 ⑫ 表彰活動による読書活動推進 ⑬ 児童・生徒による読み聞かせ
	(5) 中高生（YA）世代を対象とした取組み	① YAコーナーの充実など ② YA向けおすすめ本の紹介 ③ 北区ティーンズ・ビブリオバトルなどの開催 ④ ティーンズセンターでの図書コーナーの充実 ⑤ 講演会の実施
	(6) 特別な支援を必要とする子どもたちへの取組み	① 障害などに配慮した読書指導 ② 障害などに配慮した資料の整備・提供 ③☆電子図書館の導入（再掲）【新規】 ④ 障害などに配慮した読書活動の支援 ⑤ 外国人児童・生徒へのサービス ⑥ 外国語による絵本のおはなし会
2	連携・協力	① 学校と図書館との連携協力の推進 ② 関係課・関係機関との情報交換 ③ 高校・大学との連携による読書活動推進 ④ 「区民の会」との協働による事業実施 ⑤◆学校図書担当教諭との連携【強化】 ⑥ 保育園・幼稚園・こども園・子どもセンター（児童館）との連携
3	施設・設備の充実	① 図書などの充実 ② 児童図書などのリサイクルの活用 ③◆学校図書館システムの活用【強化】 ④ YAコーナーの充実など（再掲）
4	啓発・広報・評価	① 保護者への意識啓発・情報発信の充実 ② 図書の紹介事業の推進 ③ 推薦図書リストなどの配布 ④ 啓発・広報事業の展開 ⑤ 中学生職場体験の受入れ（再掲） ⑥ 保育園・幼稚園・こども園における読書相談への対応 ⑦ 子ども向けホームページの充実 ⑧ 図書館ホームページによるYA向け読書情報などの発信 ⑨ 中学生の意見・希望の反映（再掲） ⑩ 学校での読書活動実態調査の実施 ⑪ 調査・研究の実施 ⑫ 区民とともに歩む図書館委員会の運営
5	担い手の充実	①◆区民との協働によるボランティアの充実【強化】 ② 関係職員の資質の向上 ③◆司書教諭などに対する研修・講習会の実施【強化】 ④ 大人向け読書講座などの開催

第3章 具体的な取組み

1. 年齢・発達の段階など対象に応じた取組み

子どもの発達段階に応じて、乳幼児期からの切れ目ない読書活動が継続されるように、ボランティア団体・学校・庁内関係部署との連携により、子どもと本が出会う機会を積極的に提供します。

また、図書館と学校の連携を強化し、より多くの場所で子どもたちが自分に合った本に出会い、読書する喜びを感じ、読書する意欲を高めていくことができるように、読書機会の創出に努めます。

(1) 乳幼児を対象とした取組み

■取組みの方向性

乳幼児期の読み聞かせは、絵本を通じた親子の楽しいふれあいの一つであり、赤ちゃんの心の成長を促し、感情を豊かにするものです。そのためには、保護者にその意義を広く伝えるとともに、保護者や読み聞かせを行う大人と関わる機会を継続的につくることが重要です。幼児期からの読み聞かせは、不読率の低減にも有効な取組みとなります（ベネッセ教育総合研究所による「幼児期から中学生の家庭教育調査・縦断調査」（2023年9月）より）。

乳幼児期の読書活動の支援として、図書館が保健サービス課と連携して実施している「ブックスタート事業」は、赤ちゃんが初めて本と出会い、保護者との楽しいひと時を分かち合うきっかけとなっています。図書館ではブックスタート後のフォローとして「赤ちゃん向けおはなし会」や「ブックスタートフォローアップ事業」、0歳～2歳児を対象とした「絵本サロン」を実施しています。また、その後も子どもが切れ目なく新しい本と出会えるように、「3歳児絵本プレゼント」を行っています。さらに、図書館のほか、子どもセンター（児童館）などでの絵本サロンの開催により、多くの子どもたちに本との出会いを届けるとともに、保護者だけでなく、子どもに関わる様々な立場の大人たちにも、読書活動の意義を広め、その啓発を図っていきます。

※以降、北区子ども読書活動に関する区民アンケート(令和6年7月)を「区民アンケート」とします。

■推進事業

(現況欄実績は令和5年度)

1 (1) ①	事業名	ブックスタート	所管課	中央図書館・保健サービス課
内容	3～4カ月乳児健康診査時に、赤ちゃんと保護者に絵本を手渡し、絵本を開く楽しい体験と心触れ合うひとときを持つきっかけをつくる。			
現況			取組みの方向	
王子、赤羽、滝野川の3地区で、毎月2回ずつ健康支援センターの協力を得て実施。実際に赤ちゃんに読み聞かせを行い、説明を加えたうえで、絵本2冊と図書館資料などが入った「ブックスタートパック」を配布している。 ・3地区 計72回 計2,384人 配布率94.9%			連携・協力のもと、継続して実施する。	

1 (1) ②	事業名	ブックスタートフォローアップ	所管課	中央図書館
内容	ブックスタートにより本と親しむきっかけ作りをしたあと、発達段階に応じた絵本の紹介、読み聞かせなどの楽しい催しを通して、読書活動の継続を促す。また、乳幼児期における、絵本の読み聞かせなどを通じた親と子のふれあいの重要性とともに、電子メディアとのつきあい方についても併せて啓発していく。			
現況			取組みの方向	
0～1 歳児対象の赤ちゃん絵本&わらべうたサロン、 1～2 歳対象のちびっこ絵本サロンを実施している。 ・赤ちゃん絵本サロン 121 回 3,040 人 ・わらべうたサロン 30 回 269 人 ・ちびっこ絵本サロン 10 回 250 人			拡大・充実を図る。	

1 (1) ③	事業名	読み聞かせなどの実施 【強化】	所管課	子どもわくわく課・保育課・ 学校支援課・中央図書館
内容	乳幼児とその保護者にとって身近な施設である保育園・幼稚園・こども園・子どもセンター（児童館）・図書館において、子どもの成長に合わせた読み聞かせやおはなし会を実施する。 また、読み聞かせ用の絵本のリストの配布などにより読み手を支援する。			
現況			取組みの方向	
保育園・幼稚園・こども園・子どもセンター（児童館）・ 図書館において、子どもの成長に合わせた読み聞かせ やおはなし会を実施している。 図書館では14 館全館でおはなし会を実施している。 ・赤ちゃん向け 130 回 1,021 人 ・幼児向け 179 回 1,704 人			子どもたちの成長に合わせ、各施設で引き続き読み聞 かせなどを実施する。また、図書館は各施設での読み 聞かせなどへの支援に努める。 区民アンケートより、保護者・児童からおはなし会の 要望が多かったことを踏まえ、拡大・充実を図る。	

1 (1) ④	事業名	子育て施設での読書活動の推進	所管課	子どもわくわく課・保育課・ 学校支援課・中央図書館
内容	乳幼児親子に対し、子どもたちの成長に適した絵本の紹介や読書活動の意義などを伝えること を通して読書活動の推進を行う。			
現況			取組みの方向	
保育園・幼稚園・こども園・子どもセンター（児童館） では、図書資料の充実にも努めている。また、保育の一環 として図書館に行き、園児が本を選んで借り、お互いの 借りた本を交換して読んだりするなど、各施設の特色 や状況にあわせて、本に触れ合う機会を設けている。 図書館では、区立こども園などにリスト「このほんよん でみて」、「新しく出た本の紹介」、「図書館利用案内」を 配布するほか、リサイクル図書を有効活用するなどの 支援を行っている。			引き続き、区立こども園などへのリストの配布など による支援に努めるとともに、各施設の図書資料の 充実に努める。	

1 (1) ⑤	事業名	3歳児絵本プレゼント	所管課	中央図書館・保健サービス課
内容	ブックスタートから始まった本を介しての親子のふれあいの大切さをあらためて子どもとその保護者に認識してもらい、図書館の利用を促すために、幼児への絵本のプレゼントを行う。			
現況		取組みの方向		
「3歳児健康診査」案内時に、「3歳児絵本プレゼント」引き換え券を同封し、図書館来館時に5冊の中から1冊をプレゼントする。その際、おはなし会の案内などを配布し、図書館利用を促している。 ・配布 1,848人 配布率 74.5%		周知に努め、配布率の向上につなげる。		

1 (1) ⑥	事業名	このほんよんで	所管課	中央図書館
内容	区内図書館でボランティアが、子どもが自分で選んだ本の読み聞かせをする。			
現況		取組みの方向		
4月に「子ども読書の日」関連イベントとして図書館全14館で、また夏休み期間中には中央図書館で実施している。 令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中央図書館で代替イベントの特別おはなし会を実施した。 ・春 90人 ・夏123人		継続して実施する。		

(2) 小学生を対象とした取組み

■取組みの方向性

乳幼児期に読み聞かせや読書活動の機会があったものの、小学校入学後、学年が上がるにつれて不読率が上昇する傾向があります。小学校入学後も、乳幼児期における読書活動の効果が続くように、図書館・ボランティア団体・学校・庁内関係部署が連携するとともに、切れ目なく読書機会を提供し、啓発を続けることが重要です。

図書館では、新入学時の図書館案内及び個人利用登録申請書の配布や、全児童への学年別おすすめ本リストの配布により啓発を図るほか、学校団体貸出などによる学校への図書資料の提供も行います。加えて、図書館において、小学生向けのおはなし会や「子どもの本のつどい in KITAKU」を開催するなど、継続して本と触れ合う機会をつくっていきます。さらに、放課後子ども総合プラン（放課後子ども教室、学童クラブ）、児童館などでも、図書を充実させるとともに、読書活動やボランティアによる読み聞かせなどを実施していきます。

また、区民アンケートの結果から、子どもからの要望が多かった体験型イベントを新たに図書館で実施することで、より多くの子どもが本に触れる機会を広げていきます。

■推進事業

1 (2) ①	事業名	小学校新一年生への図書館案内	所管課	中央図書館
内容	小学校新1年生に図書館利用案内を配布するなど、図書館の利用を促す。			
現況			取組みの方向	
区立小学校の新一年生に図書館利用案内と個人利用登録申請書を配布し、図書館の利用を促進する。			継続して配布・実施する。	

1 (2) ②	事業名	小学生へのおすすめ本リストの配布	所管課	中央図書館
内容	小学生に、低・中・高学年に分けたおすすめ本を紹介するブックリスト「よまれたがりやの本たち」を配布する。			
現況			取組みの方向	
毎年、区立小学校の全児童に配布している。 併せて、図書館ホームページに掲載し、啓発を図っている。			継続して配布する。	

1 (2) ③	事業名	小学生のためのおはなし会 【強化】	所管課	中央図書館
内容	小学生のためのおはなし会を積極的に行う。			
現況			取組みの方向	
中央図書館で月1回、土曜日に実施している。 ・12回 116人			継続して実施し、周知にも努める。 区民アンケートより、児童からおはなし会の要望が多かったことを踏まえ、実施回数を月2回とし、拡大・充実を図る。	

1 (2) ④	事業名	このほんよんで（再掲）	所管課	中央図書館
内容	区内図書館でボランティアが、子どもが自分で選んだ本の読み聞かせをする。			
現況			取組みの方向	
4月に「子ども読書の日」関連イベントとして図書館全14館で、また夏休み期間中には中央図書館で実施している。 令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中央図書館で代替イベントの特別おはなし会を実施した。 ・春 90人 ・夏123人			継続して実施する。	

1 (2) ⑤	事業名	放課後の読書活動支援	所管課	子どもわくわく課
内容	日常的に子どもが過ごす放課後子ども総合プラン（放課後子ども教室、学童クラブ）、児童館などにおける児童図書の実施、読み聞かせ、おはなし会を実施する。			
現況		取組みの方向		
各施設において、放課後における児童の読書活動を支援している。		継続して図書利用を拡充する。		

1 (2) ⑥	事業名	ボランティアによる読み聞かせの実施	所管課	生涯学習・学校地域連携課 学校・教育指導課・ 中央図書館
内容	学校や地域で、ボランティアによる読み聞かせなどを行う。			
現況		取組みの方向		
小学校では、朝の読書の時間や授業中及び放課後にボランティアが読み聞かせを行っている。また、図書館でのおはなし会でも広くボランティアが読み聞かせを行っている。		拡充する。		

1 (2) ⑦	事業名	「どくしょノート」などによる読書活動推進	所管課	中央図書館
内容	「どくしょノート」を配布し、ノートに、読み終わった日、本の題名、感想、満足度（おもしろさなど）を記入することで、読書意欲を喚起する。			
現況		取組みの方向		
各図書館で希望者に「どくしょノート」を配布している。ノート1冊に、50冊分の読書記録が記入でき、終了すると読み終えシールとともに新たなノートを手渡している。		継続して実施する。		

1 (2) ⑧	事業名	子ども一日図書館員	所管課	中央図書館
内容	小学校4・5・6年生を対象に、図書館の仕事の体験を通して本と図書館に親しむ機会をつくり、読書と図書館利用を促進する。			
現況		取組みの方向		
夏休み期間中に全14館で実施し、図書館や本を身近に感じることで、図書館利用の拡大につながっている。 ・96人		PRに努め、多くの児童に体験してもらう。		

1 (2) ⑨	事業名	体験型イベントの実施【新規】	所管課	中央図書館
内容	主に小学生を対象として、読書に関連した体験型イベントを実施し、図書館への来館を含めた新たな読書機会をつくる。			
現況			取組みの方向	
新規			区民アンケートより、児童から体験型イベントの要望が多かったことを踏まえ、新規に実施する。	

(3) 中学生を対象とした取組み

■取組みの方向性

小学校入学時と同様に、中学校入学時にも不読率が特に上昇する傾向があります。高等学校になると不読率の上昇がさらに顕著となることから、中学生の本離れをいかに抑えるかが重要になります。図書館では、大人と子どもの境目の世代に向けた YA コーナーなどを設けて、発達段階や世代に合わせた図書資料の充実を進めていきます。

また、中学校が行う職場体験において、図書館の仕事を体験する際には、一般的な業務のほかに、おすすめの本を紹介するビブリオバトルの体験や、本の紹介POPの作成を通じて、本に親しむ機会をつくれます。また、職場体験の生徒から、図書館に対する希望や意見を聞き、中学生にとって使いやすい図書館を目指していきます。

■推進事業

1 (3) ①	事業名	中学生職場体験の受入れ	所管課	中央図書館
内容	図書館の仕事を体験することで、図書館業務と公共図書館の役割に関する認識を深める。 また、図書館をより身近に感じることで、読書のきっかけをつくる。			
現況			取組みの方向	
中学生が、図書館での貸出・返却の窓口業務や書架整理、POP作り、ビブリオバトルなどの職場体験を行っている。 12校 123人			継続して実施する。	

1 (3) ②	事業名	中学生の意見・希望の反映	所管課	中央図書館
内容	中学生から図書館に対する希望などを聞き、中学生にとってより使いやすい図書館をめざす。			
現況			取組みの方向	
図書館での中学生職場体験を行った生徒から、図書館に対する感想や意見を聞き、運営の参考としている。			継続して実施する。	

(4) 小中学生を対象とした取組み

■取組みの方向性

子どもが読書習慣を形成していく上でかけがえのない大きな役割を担う場所として、学校で校内一斉読書の実施や学校図書館の整備、図書館の活用促進、ボランティアによる読み聞かせなど、各校の状況に合わせた特色ある読書活動を行います。

北区では、魅力ある学校図書館づくり事業の一環として、平成 30 年度から、全区立小中学校に学校図書館指導員を配置しています。各校で学校図書館指導員と教員が連携しながら、意欲的な学習活動や読書活動、授業支援につなげられるように様々な取組みを行い、その取組みが各校でも浸透してきました。子ども読書活動の更なる充実のため、令和 6 年度から一部の学校サブファミリーの学校図書館指導員の配置日数を週 2 日から週 3 日へ増やすなど、増加する児童・生徒数の状況などを踏まえながら、学校図書館指導員の拡充を順次図っています。

図書館では、学校図書館システムの運用支援や、学校団体貸出などによる図書資料の提供を行うほか、今後は、GIGA スクール構想の 1 人 1 台端末を活用しながら校内一斉読書や調べもの学習にも役立つ電子図書館の効果的な導入について検討していきます。

また、放課後子ども総合プラン（放課後子ども教室、学童クラブ）、児童館などでも、図書を充実させ、読書活動を推進していきます。

■推進事業

1(4)①	事業名	魅力ある学校図書館づくり	所管課	学校・教育指導課・中央図書館
内容	子どもたちが学校図書館を計画的に利用し、主体的、意欲的に読書活動ができるよう、学校図書館システムを活用した学校図書館整備を進めるとともに、教員・学校図書館指導員・学校支援ボランティアなどが連携して図書館整備や読書支援を推進する。併せて、計画的な図書の購入など蔵書整備を推進する。			
現況			取組みの方向	
全区立小中学校に学校図書館指導員を週 2 日以上配置し、学校図書館の整備・運営のほか、学校での読書活動推進、授業支援にあたっている。また、学校図書館の効果的な活用を図るため、学校図書館研修を年 2 回開催している。ボランティア及び区立図書館と連携協力して、魅力ある学校図書館づくりをすすめている。			学校図書館指導員の配置を拡充する。 継続して、教員・学校図書館指導員・ボランティア間の連携を進める。 図書館環境や学校図書館システム、活用方法の整備をすすめ、子どもたちがより一層利用したくなる学校図書館作りを推進する。	

1(4)②	事業名	電子図書館の導入【新規】	所管課	学校・学び未来課・ 教育指導課・中央図書館
内容	デジタル社会に対応した読書環境の整備として電子図書館の導入を検討し、学校での活用及びアクセシビリティ機能を含めた新たな読書環境の構築により、不読率の低減を図る。			
現況		取組みの方向		
新規		電子図書館導入に向けた検討を行う。 導入に向けては、以下の重点事項を踏まえたサービスを検討する。 ・GIGA スクール構想の1人1台端末の活用 ・学校における一斉読書や調べ学習での活用 ・教員及び全児童・生徒に向けた活用のPR ・アクセシビリティ機能の実装 ・電子書籍の提供にとどまらない電子図書館環境の活用		

1(4)③	事業名	校内一斉読書の推進	所管課	学校・教育指導課
内容	朝の読書や読書週間などの校内一斉の読書時間を確保する。			
現況		取組みの方向		
ほぼすべての学校で一斉読書に取り組んでいる。		各校の特色・状況に合わせて、継続して実施する。		

1(4)④	事業名	読書指導の工夫・充実	所管課	教育指導課
内容	国語、総合的な学習の時間などを通して、読書の楽しさを味わえるよう指導、工夫していく。			
現況		取組みの方向		
図書主任を対象とした学校図書館研修・北区教育研究会学校図書館研究部の研究事業などによる読書指導の工夫・充実を継続している。		研修・研究成果を各校に還元しながら、継続して実施する。		

1(4)⑤	事業名	特色ある読書活動の推進	所管課	学校・教育指導課
内容	「読書祭」「読書感想文コンクール」「子どもが作るブックリスト」など、特色ある読書活動を推進する。			
現況		取組みの方向		
「読書感想文」を夏休みの宿題として、9月に審査し、都に提出している。年度末には読書感想文集作成、教育委員会の表彰も継続して行っている。		学校図書館指導員とも連携して、各校ごとに特色ある読書活動を推進していく。		

1(4)⑥	事業名	学級文庫の充実	所管課	学校・教育指導課
内容	各クラスの学級文庫を充実させ、読書を身近なものにしていく。			
現況			取組みの方向	
ほぼすべての学校で実施しており、学校図書館と連携しながら環境を整えている。			継続して実施する。	

1(4)⑦	事業名	図書館利用を促す事業の開催	所管課	中央図書館
内容	本に関する事業やイベントを図書館で開催し、図書館利用を促す。			
現況			取組みの方向	
おはなし会、子ども会、子どもの本のつどい、映画会、「親子で謎解き中央図書館ナイトツアー」などを開催している。			継続して実施する	

1(4)⑧	事業名	学校団体貸出の活用推進	所管課	中央図書館・学校
内容	学校団体貸出の利用方法の案内・説明を行うなどして、活用を推進する。			
現況			取組みの方向	
毎年、全区立小中学校に学校団体貸出の利用方法とリストを載せた「学校のための図書館利用案内」を配布し、学校の図書担当教諭などを通して学校団体貸出の利用方法の案内・説明を行うなどして、活用を推進している。 ・貸出回数 640回			継続して実施する。	

1(4)⑨	事業名	新聞大好きプロジェクト	所管課	学校・教育指導課
内容	児童・生徒を新聞に親しませ、社会の出来事やしぐみに興味・関心を持たせるとともに、学年に応じた NIE 教育を通して言語活動の充実を図る。新聞を読書につながる「読み物」としても活用できるよう学校図書館に備え、身近に感じられるようにする。			
現況			取組みの方向	
全校で、授業における新聞活用や新聞づくりを実施し、指導に活かしている。「比べて読もう新聞コンクール」は令和6年度で12回目の開催となる。 初任者研修で NIE 教育について指導するとともに、新聞大好きプロジェクト推進連絡協議会を開催することにより、教員にも NIE 教育の意義・重要性を周知している。			新聞大好きプロジェクトは全国的に見ても先進的な取組みであり、今後もより効果的に推進できるよう事業整備を図る。	

※ NIE（エヌ・アイ・イー）：Newspaper in Education 学校教育で新聞を教材として利用する学習活動

1(4)⑩	事業名	おすすめ本紹介による読書活動推進	所管課	学校・教育指導課・ 中央図書館
内容	小中学校や図書館において、様々な形でのおすすめ本紹介をすることにより、読書活動を推進する。			
現況		取組みの方向		
小中学校において、ビブリオバトル、私のおすすめ本、図書委員のおすすめ本、先生のおすすめ本などの紹介により、読書活動を推進している。 図書館では、おすすめ本リストの配布やテーマ展示を行うほか、北区ティーンズ・ビブリオバトルなどを開催している。		積極的に取り組んでいく。		

1(4)⑪	事業名	図書委員会の活動の活発化	所管課	学校・教育指導課
内容	図書委員会を活発にして、学校図書館の活動を促進していく。			
現況		取組みの方向		
ほぼすべての学校で実施している。活動は「図書だより」や、読み聞かせなどを行っており、学校図書館指導員や図書ボランティアとも連携し活発に実施している。		学校図書館指導員や図書ボランティアとの連携を進め、各校で特色ある活動を推進できるようにする。 また、図書委員のおすすめ本の紹介なども引き続き行っていく。		

1(4)⑫	事業名	表彰活動による読書活動推進	所管課	学校・教育指導課
内容	優秀な感想文の表彰、多く読んだ生徒の表彰などを行っていく。			
現況		取組みの方向		
「特色ある読書活動」と併せ、多くの学校で実施している。		学校図書館指導員や図書委員会と連携の上、進めていく。		

1(4)⑬	事業名	児童・生徒による読み聞かせ	所管課	学校・教育指導課
内容	小中学生による幼稚園・保育園での読み聞かせ、また中学生による小学生への読み聞かせを行い、小中連携しての読書活動推進を図る。			
現況		取組みの方向		
総合的な学習、職場体験学習などで小中学生による幼稚園・保育園での読み聞かせや中学生による小学生への読み聞かせを実施している。		継続して実施する。		

（５）中高生（YA）世代を対象とした取組み

■取組みの方向性

高校生は不読率が高い状態が続いています。この改善のためには、読書への関心を高める取組みを推進し、中学生までに読書習慣を形成することが重要です。

図書館では、YA コーナーなどの充実に努めるとともに、中高生を主な対象としておすすめ本を紹介する北区ティーンズ・ビブリオバトルの実施、中学生が制作した POP を図書館に展示することで本への興味と図書館への来館機会を創出するなど、中高生が本や読書に対する興味・関心を高める取組みを行います。

■推進事業

1（５）①	事業名	YAコーナーの充実など	所管課	中央図書館
内容	図書館のYAコーナーの充実を図るとともに、YA向け図書を探しやすくする工夫などにより、YA世代が本に出会う機会を作る。			
現況			取組みの方向	
図書館のYAコーナーを充実させるなど、YAサービスの充実を図る。また、YA向け図書には専用ラベルを貼付し、YA コーナー未設置館においても本との出会いを支援している。			浮間図書館のYAコーナーを拡充するなど、YAコーナーの充実を図っていく。	

1（５）②	事業名	YA向けおすすめ本の紹介	所管課	中央図書館
内容	中高生世代に成長の糧となる本などを紹介する。リストの作成、配布などを行う。			
現況			取組みの方向	
図書館で職場体験を行った中学生が同世代に紹介したい本の POP を作成、図書館内に掲示し、本とともに紹介している。			継続して実施する。	

1（５）③	事業名	北区ティーンズ・ビブリオバトルなどの開催	所管課	学校・教育指導課・中央図書館
内容	区内中学・高校生などによる北区ティーンズ・ビブリオバトルを開催することにより、本や読書に対する興味・関心を高める機会とする。			
現況			取組みの方向	
いくつかの区立中学校でビブリオバトルに授業などで取り組んでいる。図書館では主に中高生を対象とした北区ティーンズ・ビブリオバトルを年1回開催している。 ・発表参加者 中学生 4 人、高校生 1 人 ・観戦者 21 人 総参加者 26 人			継続して実施する。	

※ビブリオバトル：ゲーム感覚を取り入れた新しいスタイルの「書評合戦」。発表者がおすすめ本を持ち寄り、1人5分の持ち時間で書評した後、発表者と観客が一番読みたくなった本、「チャンプ本」を決定する。

1(5)④	事業名	ティーンズセンターでの図書コーナーの充実	所管課	子どもわくわく課
内容	ティーンズセンターの図書コーナーの充実を図る。			
現況			取組みの方向	
ティーンズセンターで図書コーナーの充実を図っている。			継続して充実を図っていく。	

※ティーンズセンター：児童館を地域の中高生の居場所として整備するもの。

1(5)⑤	事業名	講演会の実施	所管課	学校・中央図書館
内容	中学校などで講演会を行い、読書活動の推進を図る。			
現況			取組みの方向	
・新型コロナウイルス感染症の影響などにより、令和5年度は実施なし			継続して実施する。	

(6) 特別な支援を必要とする子どもたちへの取組み

■取組みの方向性

読書バリアフリー法の施行を踏まえ、全ての子どもが等しく読書の機会を持てるように、学校や図書館で読書環境を整備していきます。整備にあたっては、電子図書館導入の検討において、文字の大きさ・色・フォント・背景色の変更、読み上げ機能の有無などの項目を含め、アクセシビリティに配慮した検討を行います。

また、日本語を母国語としない子どもに対しては、外国語の図書資料の整備を継続して行うとともに、外国語によるおはなし会を行います。

■推進事業

1(6)①	事業名	障害などに配慮した読書指導	所管課	学校・教育指導課・教育総合相談センター
内容	障害のある子どもに配慮した読書活動の工夫に努め、子どもの興味・関心に訴える読書指導を推進する。			
現況			取組みの方向	
児童・生徒の障害の状態や特性、生活経験などを考慮した適切な図書の選定や読書活動の工夫を、区立図書館や学校図書館指導員の協力を得て行っている。			継続して実施する。	

1(6)②	事業名	障害などに配慮した資料の整備・提供	所管課	中央図書館
内容	「さわる絵本」、「布の絵本」、点訳図書、デージー（音訳CD）、マルチメディアデージー図書などを整備し、提供する。			
現況			取組みの方向	
「さわる絵本」、「布の絵本」、点訳図書、デージー、マルチメディアデージー（本文の文字・画像が音声と同期している電子図書）図書などの整備を実施している。			継続して実施する。	

1(6)③	事業名	電子図書館の導入（再掲）【新規】	所管課	学校・学び未来課・ 教育指導課・中央図書館
内容	デジタル社会に対応した読書環境の整備として電子図書館の導入を検討し、学校での活用及びアクセシビリティ機能を含めた新たな読書環境の構築により、不読率の低減を図る。			
現況		取組みの方向		
新規		電子図書館導入に向けた検討を行う。 導入に向けては、以下の重点事項を踏まえたサービスを検討する。 ・ GIGA スクール構想の 1 人 1 台端末の活用 ・ 学校における一斉読書や調べ学習での活用 ・ 教員及び全児童・生徒に向けた活用の PR ・ アクセシビリティ機能の実装 ・ 電子書籍の提供にとどまらない電子図書館環境の活用		

1(6)④	事業名	障害などに配慮した読書活動の支援	所管課	中央図書館
内容	特別支援学校、特別支援学級、障害者福祉センターなどに出向いて、おはなし会や図書館利用案内を行う。 ＊特別支援学校が図書館利用をした際に読み聞かせを行う。			
現況		取組みの方向		
要請により、おはなし会などを実施している。 ・ 障害者福祉センター 11 回 127 人		継続して実施する。		

1(6)⑤	事業名	外国人児童・生徒へのサービス	所管課	中央図書館
内容	外国語の児童図書を揃え、情報提供を行う。			
現況		取組みの方向		
英語・フランス語をはじめ十数か国語の資料を整備している。		今後も充実を図っていく。		

1(6)⑥	事業名	外国語による絵本のおはなし会	所管課	中央図書館
内容	日本語を母国語としない子どもたちに絵本を外国語と日本語で読み聞かせする。			
現況		取組みの方向		
外国語と日本語での絵本の読み聞かせを行うおはなし会を年に 1 回開催している。		継続して実施する。		

2. 連携・協力

子どもの主体的な読書活動を進めていくためには、図書館・ボランティア団体・学校・庁内関係部署が連携し、一体となって取り組んでいく必要があります。

なかでも、学校及び「北区図書館活動区民の会」との連携・協働に力を入れていきます。子どもが毎日過ごす学校との連携、多くの協働事業を担う「北区図書館活動区民の会」との協働は、北区の子ども読書活動の推進にとって、極めて重要です。学校の授業に関連した図書館見学を積極的に受け入れるとともに、読書活動を支援し、子どもたちの力となるよう、協力体制を構築していきます。

■推進事業

2 ①	事業名	学校と図書館との連携協力の推進	所管課	学校・教育指導課・中央図書館
内容	魅力ある学校図書館づくりのため、学校と図書館の連携協力を強化する。			
現況			取組みの方向	
区立小中学校と図書館で、学校図書館研修会・学校図書館計画会議・学校図書館指導員会議などで情報交換を行い、連携協力により、魅力ある学校図書館づくりを進めている。			継続して実施する。	

2 ②	事業名	関係課・関係機関との情報交換	所管課	中央図書館・関係課及び関係機関
内容	子どもの読書活動の関係課及び関係機関と連携を深め、情報交換や人的交流を行う。			
現況			取組みの方向	
区立小中学校とは、図書担当教諭の会議への参加により、特別支援学校とは、事業実施により連携している。			継続して実施する。	

2 ③	事業名	高校・大学との連携による読書活動推進	所管課	中央図書館
内容	高校・大学と連携して、事業実施、読書推進活動などを行う。			
現況			取組みの方向	
大学との連携・協力により事業を実施するとともに、大学生の図書館見学を受け入れている。 「北区ティーンズ・ビブリオバトル」の開催を区内の高校へ周知し参加を得ているなど、高校生の読書活動推進に努めている。			継続して実施する。	

2 ④	事業名	「区民の会」との協働による事業実施	所管課	中央図書館
内容	区立図書館と「北区図書館活動区民の会」が協働で事業を実施する。			
現況			取組みの方向	
「区民の会」と図書館の協働により、ブックスタート・おはなし会・絵本サロン・このほんよんでなどの事業を企画し、運営・実施している。ボランティアの養成・育成についても協働により行っている。			今後も協働により連携しながら、事業を実施していく。	

2 ⑤	事業名	学校図書担当教諭との連携 【強化】	所管課	学校・教育指導課・中央図書館
内容	読書活動推進について、図書館・教育指導課と学校図書担当教諭が連携・協力する。			
現況			取組みの方向	
学校図書館研修会の際に、図書館からの支援や協力について説明するほか、学校図書館会議でも情報・意見交換などを行い、読書活動推進について連携・協力している。			連携・協力を充実させ、読書活動を推進していく。区民アンケートの結果を活用し、子どもの要望・状況に配慮した効果的な読書活動の推進を図る。	

2 ⑥	事業名	保育園・幼稚園・こども園・子どもセンター（児童館）との連携	所管課	子どもわくわく課・保育課・学校支援課・中央図書館
内容	読み聞かせに適したブックリストの配布などによる支援を行っている。			
現況			取組みの方向	
各施設において、中央図書館の「おすすめの絵本リスト」を参考に図書を購入している。			連携の強化を図っていく。	

3. 施設・設備の充実

読書活動の更なる充実を図るためには、子どもが多く時間を過ごす場所に読書環境を整備することが重要です。そのため、各施設において、継続的な環境の整備に取り組めます。同時に、学校や図書館が、子どもが安心して読書のできる空間となるように努めます。

また、学校図書館システムがクラウド環境へ移行したことを活かし、児童・生徒が GIGA スクール構想の1人1台端末を活用して学校図書館の蔵書検索を行ったり、教員・学校図書館指導員が効率的に日々の管理業務を行えるように、必要な情報共有を行いながら、学校図書館のDXを推進します。

さらに、図書館からの資料整備の支援として、各施設へリサイクル本を提供するとともに、図書館では中高生世代の居場所ともなるYAコーナーの充実にも取り組めます。

■推進事業

3 ①	事業名	図書などの充実	所管課	子どもわくわく課・保育課・ 学校支援課・中央図書館
内容	すべての子どもが楽しめる図書の充実を図る。			
現況			取組みの方向	
保育園・幼稚園・こども園・子どもセンター（児童館）・ ティーンズセンター・放課後子ども総合プラン（放課後 子ども教室、学童クラブ）などで、年代に合わせた内容 の図書の充実を図っている。			引き続き、充実を図る。	

3 ②	事業名	児童図書などのリサイクルの活用	所管課	教育指導課・中央図書館
内容	児童図書のリサイクル活用を行って、読書推進につなげる。			
現況			取組みの方向	
14館でリサイクル図書を保育園・幼稚園・こども 園・子どもセンター（児童館）などに配布している。			継続して有効活用を図る。	

3 ③	事業名	学校図書館システムの活用 【強化】	所管課	学校・教育指導課・ 中央図書館
内容	学校図書館システムの効果的な利用を進め、貸し出し手続きなどの利用とともに、利用データを選 書や蔵書の整備などに活用する。			
現況			取組みの方向	
学校図書館システムの貸出・返却手続きなどの資料 管理機能とともに、利用データについて選書や蔵書 の整備などにも活用している。			クラウド環境に移行した学校図書館システムを活用 しながら、学校図書館のDXを推進していく。	

3 ④	事業名	YAコーナーの充実など（再掲）	所管課	中央図書館
内容	図書館のYAコーナーの充実を図るとともに、YA向け図書を探しやすくする工夫などにより、 YA世代が本に出会う機会を作る。			
現況			取組みの方向	
図書館のYAコーナーを充実させるなど、YAサー ビスの充実を図る。また、YA向け図書には専用ラベ ルを貼付し、YAコーナー未設置館においても本との 出会いを支援している。			浮間図書館のYAコーナーを拡充するなど、YAコー ナーの充実を図っていく。	

4. 啓発・広報・評価

子どもの読書活動を着実に推進していくためには、子どもに関わる多くの大人が、子どもの読書活動の意義を理解し、子どもと本を結ぶ役割を担うことが求められています。より多くの方に必要な情報を届けるため、SNS の活用や、イベントの申込を Web フォームに移行し図書館ホームページに連動させるなど、デジタル社会に適した情報発信を積極的に行うことで、効果的な啓発・広報に努めます。小中学生を対象とした情報発信やイベントの実施においては、GIGA スクール構想の1人1台端末を活用した効果的な周知に取り組みます。

また、区民アンケート結果の分析や、先進自治体の取り組みの研究・調査などを通して、これまで読書機会の提供ができていなかった方にも啓発・広報が届けられるように、検討を行います。

■推進事業

4 ①	事業名	保護者への意識啓発・情報発信の充実	所管課	学校・教育指導課・中央図書館
内容	読書活動の啓発資料の作成・配布及び各種シンポジウムを行い、保護者への意識啓発を行う。 また、北区教育広報紙「くおん」（以下「教育広報紙」）や講演会などにより、保護者への意識啓発を行っていく。			
現況		取り組みの方向		
ほぼすべての学校で、保護者会・各種通信・講演会・研修会などにより意識啓発、情報発信を行っている。 教育広報紙に、読書や図書館利用に関する記事を載せているほか、読書講演会、講座などを開催し、啓発に努めている。		継続して啓発、情報発信に努める。		

4 ②	事業名	図書館の紹介事業の推進	所管課	中央図書館・関係各課
内容	読書活動を行う関係各課の様々な行事の中で、絵本の紹介などを行う。			
現況		取り組みの方向		
子どもセンター（児童館）の乳幼児クラブなどで読み聞かせをするなど、図書館の紹介をおこなっている。		継続して実施する。		

4 ③	事業名	推薦図書リストなどの配布	所管課	学校・教育指導課・中央図書館・関係各課
内容	発達の段階に応じた推薦図書リストを作成し、その紹介を積極的に行う。			
現況		取り組みの方向		
ほぼすべての学校で、中央図書館からのブックリスト、推薦図書リストの提供を受け、児童・生徒への紹介を行っている。		継続して実施する。		

4 ④	事業名	啓発・広報事業の展開	所管課	中央図書館
内容	「子ども読書の日」に関連した事業を展開する。図書館利用案内の作成・配布に努め、教育広報紙に啓発記事などを掲載する。			
現況		取組みの方向		
「子ども読書の日」関連イベントとして、春・夏の「このほんよんで」、夏の「子どもの本のつどい in KITAKU」を実施している。また、教育広報紙に啓発記事などを掲載している。		継続して実施する。		

4 ⑤	事業名	中学生職場体験の受入れ（再掲）	所管課	中央図書館
内容	図書館の仕事を体験することで、図書館業務と公共図書館の役割に関する認識を深める。また、図書館をより身近に感じること、読書のきっかけをつくる。			
現況		取組みの方向		
図書館の職場体験において、中学生が貸出・返却の窓口業務や書架整理、POP作り、ビブリオバトルなどの職場体験を行っている。 12校・123人		継続して実施する。		

4 ⑥	事業名	保育園・幼稚園・こども園における読書相談への対応	所管課	保育課・学校支援課
内容	保育園・幼稚園・こども園において絵本の貸出、紹介を行いながら、保護者からの読書相談に対応する。			
現況		取組みの方向		
各施設で工夫を凝らしながら、絵本の紹介・貸出などを行っている。また、保護者からの読書相談に対応している。		継続して実施する。		

4 ⑦	事業名	子ども向けホームページの充実	所管課	中央図書館
内容	図書館の子ども向けホームページを活用し、読書に関する情報提供などを充実させる。			
現況		取組みの方向		
図書館ホームページにおいて、子どもにも読みやすい「こどものページ」を運営している。		継続して実施する。		

4 ⑧	事業名	図書館ホームページによるYA向け読書情報などの発信	所管課	中央図書館
内容	図書館ホームページを活用し、YA向けに読書活動の啓発と情報発信を行う。			
現況		取組みの方向		
YA向けの事業（北区ティーンズ・ビブリオバトルなど）の情報発信を行っている。		内容を拡充していく。		

4 ⑨	事業名	中学生の意見・希望の反映（再掲）	所管課	中央図書館
内容	中学生から図書館に対する希望などを聴取し、中学生にとってより使いやすい図書館をめざす。			
現況			取組みの方向	
図書館での中学生職場体験に参加した生徒から、図書館に対する感想や意見を聴取し、運営の参考としている。			継続して実施する。	

4 ⑩	事業名	学校での読書活動実態調査の実施	所管課	学校・教育指導課
内容	小中学校児童・生徒の読書活動の現状を把握するため、定期的の実態調査を行う。			
現況			取組みの方向	
東京都において調査を実施している。また、必要に応じて区独自に読書量調査を行っている。			継続して実施し、評価する。	

4 ⑪	事業名	調査・研究の実施	所管課	中央図書館
内容	図書館の児童サービスに関する調査・研究を行い、事業運営に活かしていく。			
現況			取組みの方向	
図書館の児童サービスに関する調査・研究を行い、事業運営に活かしている。			継続して実施する。	

4 ⑫	事業名	区民とともに歩む図書館委員会の運営	所管課	中央図書館
内容	有識者をはじめとした区民の代表者で構成する図書館委員会で「北区の図書館のあり方」について討議し、提言などを行う。			
現況			取組みの方向	
今までに五期の委員会が開催され、図書館評価などの提言を受け、活動に活かしている。			継続して実施する。	

5. 担い手の充実

区民アンケートにおいて、保護者や小学校の低学年を中心に、読み聞かせを行うおはなし会の需要が多いことがわかりました。イベント参加者数などをコロナ禍前の水準に戻し、子どもの読書活動を着実に推進していくためには、その担い手の充実が必要です。図書館では、「北区図書館活動区民の会」と協働して、ボランティアのスキルアップを図り、新規養成にも取り組みます。

また、司書教諭などに対する研修会や情報提供を充実させ、学校での読書活動の取組みを推進させるとともに、子どもにとって身近な存在である保護者も読書推進の重要な担い手と捉え、保護者を含む大人向けの講座などを開催します。

■推進事業

5 ①	事業名	区民との協働によるボランティアの充実 【強化】	所管課	中央図書館
内容	図書館活動区民の会と協働して、読書活動を推進するボランティアの養成・研修などを行う。			
現況		取組みの方向		
「北区図書館活動区民の会」と協働でボランティア養成や研修などを行い、ボランティアの拡充を図っている。 ・ボランティア養成講座（一般教養） 19回 ・ステップアップ講座 3回 ・ブックスタート研修・関係課との交流会 2回		継続して実施する。 区民アンケートより、保護者・児童からおはなし会の要望が多かったことを踏まえ、その需要に応えるため、積極的にボランティアの新規養成に取り組む。		
5 ②	事業名	関係職員の資質の向上	所管課	中央図書館
内容	読書活動推進に関わる関係職員の資質向上のために、研修・講習会を行う。			
現況		取組みの方向		
東京都立図書館の研修やセミナーを受講するほか、ボランティアとともに研修会や勉強会を開催している。		継続して実施する。		
5 ③	事業名	司書教諭などに対する研修・講習会の実施 【強化】	所管課	学校・教育指導課・中央図書館
内容	学校図書館研修をはじめ、司書教諭などに対する各種研修会、校内研修会などを行う。 また、学校からの要請を受け、学校図書館整備、図書の修理などの講習をボランティア向けなどに実施する。			
現況		取組みの方向		
年に2回の学校図書館研修など各種研修会を継続して実施している。 学校からの要請により、学校図書館整備、図書の修理などの講習会を、ボランティア向けなどに実施している。		継続して実施する。 司書教諭などに向けた北区版手引きを新たに作成し、継続的な周知・共有を行う。		
5 ④	事業名	大人向け読書講座などの開催	所管課	中央図書館
内容	家庭などにおける読み聞かせの講座を開催し、赤ちゃんから小学生に対する読み聞かせの意義や適した絵本の選び方などを伝える。また、読書講演会を開催し、子どもの読書活動の意義を伝え、啓発していく。			
現況		取組みの方向		
保護者を含む大人向けの講座などを開催している。 ・読み聞かせ講座 2回 43人 ・読書講演会 57人		継続して実施する。		

【資料編】

北区子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

1 5 北 教 図 第 9 0 号
平成15年7月3日教育長決裁
2 0 北 教 図 第 1 1 8 1 号
平成20年5月15日教育長決裁
2 6 北 教 図 第 1 2 0 2 号
平成26年5月2日教育長決裁
3 1 北 教 教 図 第 1 1 2 2 号
平成31年4月24日教育長決裁
6 北 教 教 図 第 1 1 4 6 号
令和6年5月10日教育長決裁

（設置）

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「法律」という。）第9条第2項に基づき、北区における「子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動に関する計画的な推進を図るため、「北区子ども読書活動推進計画検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（意義）

第2条 北区における「子ども読書活動推進計画」の策定は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、法律第4条の地方公共団体の責務を果たすことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 委員会は、設置の目的を達成するため、次の事項を検討し、その結果を教育長に報告する。

- （1）子ども読書活動推進計画に関すること。
- （2）子ども読書活動の施策に関すること。
- （3）その他委員長が必要と認めること。

（構成）

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、教育振興部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、中央図書館長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に定める者とする。

（運営）

第5条 委員会の運営は、委員長が統括する。

- 2 委員長は、必要のつど委員会を召集し、会議を主宰する。
- 3 委員長は、必要に応じて関係部課長を出席させることができる。

（作業部会の設置）

第6条 委員長は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、中央図書館において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年7月3日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年5月15日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年5月2日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年5月10日から実施する。

別表（第4条関係）

教育政策課長
学び未来課長
教育指導課長
教育総合相談センター所長
子ども未来課長
幼稚園・こども園長会代表
小学校長会代表
中学校長会代表
幼稚園 PTA 連合会代表
小学校 PTA 連合会代表
中学校 PTA 連合会代表

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

第五期北区子ども読書活動推進計画
～本で見つける未来～

刊行物番号
6-1-133

発行年月 令和7年（2025年）3月
編集・発行 東京都北区教育委員会事務局 教育振興部中央図書館
〒114-0033
東京都北区十条台 1-2-5
電話 03（5993）1125

